

令和 4 年度

金融のしおり

— 金融の相談は商工会へ —

栃木県下都賀郡

壬生町商工会

TEL 0282-82-0475

FAX 0282-82-0354

<https://mibu-shokokai-tochigi.jp/>

- 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度
- 日本政策金融公庫 小規模事業者経営改善貸付（マル経融資）
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内
- 全国商工会会員福祉共済融資制度
- 商工いきいき特別保証融資制度
- 壬生町中小企業融資制度
- 壬生町中小企業融資制度 新型コロナウイルス対策のご案内
- 栃木県制度融資一覧

日本政策金融公庫ホームページ
<http://www.jfc.go.jp/>

栃木県の制度融資についてはこちら
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/>

◎ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 日本政策金融公庫

融資対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <p>1. 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>(1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高</p>
資金用途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	8,000万円（別枠）
利率（年）	基準利率（日本政策金融公庫HPをご覧ください） ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 20年以内（うち据置期間5年以内）
担保	無担保

（注）1 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

（注）2 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがございます。

◎ 小企業等経営改善資金 (マル経融資)

新型コロナウイルス感染症関連

<ご利用いただける方>

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方（※）

※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。

<ご融資限度額>

通常のご融資額 + 別枠1,000万円

<利率>

【当初3年間】 特別利率F - 0.9% (別枠の1,000万円以内) (注)

【4年目以降】 特別利率F

※令和4年6月1日現在 特別利率F = 年利 1.21%

<ご返済期間（うち据置期間）>

設備資金10年以内 (4年以内 (別枠の1,000万円以内))

運転資金10年以内 (3年以内 (別枠の1,000万円以内))

- (注) 1 「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における基準利率-0.9%の適用限度額に含まれます。
- 2 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

◎ 小企業等経営改善資金 (マル経融資) 日本政策金融公庫

～ 無担保・無保証人の融資制度です～

融資対象	商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと 【住居要件】 壬生町内で1年以上事業を営んでいる事。 【指導要件】 商工会の指導を、6ヶ月以上受けている事。 【納税要件】 所得税、法人税、事業税等完納している事。 【事業規模要件】 常時使用する従業員が、 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） 5名以下 製造業・その他 20名以下
資金用途	【運転資金】 <input type="radio"/> 商品仕入資金 <input type="radio"/> 従業員の給与支払資金 <input type="radio"/> 材料仕入資金 <input type="radio"/> 諸経費支払資金 <input type="radio"/> 買掛金や手形の決済資金 【設備資金】 <input type="radio"/> 工場、店舗の増改築資金 <input type="radio"/> 機械設備購入資金 <input type="radio"/> 事業用車輌購入資金
ご融資額	2,000万円以内
返済期間	設備資金 10年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間1年以内)
利 率	年利 1.21% (令和4年6月1日現在)
備 考	<input type="radio"/> 担保、保証人は不要です。 <input type="radio"/> 営業確認書類が必要です。詳しくは商工会へお問い合わせ下さい。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- ポイント1** 実質的な無利子化融資とは、日本公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、お客様のご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- ポイント2** 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、中小企業基盤整備機構が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要があります。
- ポイント3** 利子補給を受けるためには申請手続きが必要です。申請に必要な書類はご融資後に公庫から郵送いたします。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付		特別利子補給制度										
ご利用 いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少</p> <p>①過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高</p>	<p>左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td><td style="width: 35%;">小規模企業者（※1）</td><td style="width: 50%;">中小企業者（※1）</td></tr> <tr> <td>個人</td><td>要件無し</td><td>売上高▲20%以上（※2）</td></tr> <tr> <td>法人</td><td>売上高▲15%以上（※2）</td><td>売上高▲20%以上（※2）</td></tr> </table> <p>（※1）小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（＊）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 （＊）労働基準法上における「予め解雇预告を必要とする者」</p> <p>（※2）売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。また、令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は、過去6ヵ月の平均売上高（最近1ヵ月を含む。）と前4年のいずれかの年の同期等との比較も可能。</p>		小規模企業者（※1）	中小企業者（※1）	個人	要件無し	売上高▲20%以上（※2）	法人	売上高▲15%以上（※2）	売上高▲20%以上（※2）	ご利用 いただける方
	小規模企業者（※1）	中小企業者（※1）										
個人	要件無し	売上高▲20%以上（※2）										
法人	売上高▲15%以上（※2）	売上高▲20%以上（※2）										
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	—	—									
融資限度額	別枠8,000万円	左記の融資限度額のうち、6,000万円以下の部分	補給限度額									
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20年以内＜うち5年以内＞ 運転資金：20年以内＜うち5年以内＞	当初3年間	補給期間									
利率（年） (注)	6,000万円以下 3年経過後：基準（災害）	左記の6,000万円以下の部分にかかる 「基準（災害）-0.9%」 の利子（支払利息）（※） (※)利息も含め公庫へ返済頂きますが、別途、最長3年間分の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給	補給率 (注)									
担保	無担保	—	—									
実施機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）	中小企業基盤整備機構	実施機関									

(注) 令和4年5月2日時点での**適用例**（運転資金1,500万円・5年返済の場合）

【6,000万円以下の部分】当初3年間：0.31%、3年経過後：1.21% <当初3年間の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化>

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

＜特別利子補給制度に関するお問い合わせ先＞

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 【電話番号】0570-060515（平日 9:00～17:00）



日本政策金融公庫
国民生活事業

◎ 会員福祉共済融資制度

～ご利用ください有利な融資～

融資の対象

- 商工会会員福祉共済に加入している商工会員であって、融資斡旋委員会が斡旋する者

資金使途

- 運転資金

福祉共済に加入する会員事業所が営む事業に必要とする運転資金

- 設備資金

福祉共済に加入する会員事業所が営む事業に必要とする設備資金

- 借換資金

福祉共済に加入する会員事業所が、企業体质の健全化や資金繰りの円滑化を図るための借換資金

融資限度額および期間

令和4年4月1日現在

資金使途	融資期間 (6ヶ月以内据置)	利 率 (固定)	保証協会保証付		貸付限度額等
			責任共有 制度対象	共有制度 対象外	
運転資金	5年以内	2.6%	2.2%	2.0%	1 □ 500万円以内
	5年以内				2 □ 1,000万円以内
設備資金	10年以内	3.6%	3.3%	3.1%	3 □ 3,000万円以内
	5年以内	保証付	2.7%	2.5%	4 □ 4,000万円以内
借換資金	10年以内	保証付	—	3.6%	5 □ 5,000万円以内
					セーフティーネット保証要件外
					セーフティーネット保証要件

※利率は変更されることがあります

返済方法

- 分割返済 (運転資金については一括返済も可)

取扱金融機関

足利銀行／栃木銀行／栃木信用金庫／足利小山信用金庫／鹿沼相互信用金庫

お申込・お問い合わせは商工会へ

◎ 商工いきいき特別保証融資制度

～壬生町商工会 + 金融機関 + 信用保証協会

みなさまの経営を三者のスクラムでがっちりサポート～

■ご利用いただける方

県内で同一事業を1年以上営み、壬生町商工会が推薦する方であればどなたでもご利用できます。

『このような方におすすめです』

★スムーズにお借入れをしたい方

商工会・商工会議所の推薦があるので、保証協会の審査がスムーズ。

スピーディーな資金調達が可能です。

★保証人がいなくて困っている方

原則として個人事業者は保証人不要、法人は代表者のみでご利用できます。

★空き店舗を利用して事業の拡大を検討している方

いきいきとした街づくりを応援します。中心市街地の空き店舗を有効に活用して事業の拡大を検討されている方の事業資金に有効にご活用ください。

ただし、構造・面積が変更となる場合はお取り扱いができませんので、事前にご相談ください。

■ 保証条件

資金用途	事業経営に必要な 運転資金、設備資金 。ただし、不動産所得金は除く。
融資限度額	500万円 または平均月商の3倍までのいずれか少ない額。 ※設備資金に限り、限度額(500万円)の範囲内でのご利用が可能。
融資期間	10年以内
貸付方式	証書貸付
返済方法	分割返済
お借入れ利率	金融機関所定利率
信用保証率	年0.45%～年1.90%
担保	不要
保証人	(個人)原則不要 (法人)原則代表者のみ

～～中小企業者向け～～

令和4（2022）年度

壬生町 制度融資のご案内



壬生町観光協会
キャラクター
ミジロ イカ
壬生 毎花

応援します！

壬生町の中小企業者を



壬生町デマンドタクシー
キャラクター
みぶまる

制度融資とは

町内の中小企業者の方々に、必要な事業資金を有利な条件で融資するため設けた町の貸付制度です。

お申し込み先

壬生町内にある下記の取扱金融機関へご相談ください。
(株)足利銀行、(株)栃木銀行、栃木信用金庫の各支店

お問い合わせ先

壬生町商工観光課 電話0282-81-1845

設備等合理化資金

○資金使途	・町内の事業所に設置する事業用の機械・車両等の購入資金 ・町内事業所の新增改築に要する資金		
○融資を受ける条件	・町内に事業所を有する方 ・町内で1年以上事業を営む方 ・町税を滞納していない方		
○融資限度額	2,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	5年以内(1.8%)	10年以内(2.2%)	
○保証料補助	無し		

経営改善資金

○資金使途	・事業経営の向上に必要な運転資金 ・経営改善資金の借換に要する資金		
○融資を受ける条件	・町内に事業所を有する方 ・町内で1年以上事業を営む方 ・町税を滞納していない方		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	3年以内(1.7%)	5年以内(1.8%)	7年以内(2.0%)
○保証料補助	無し		

景気対応資金（売上減少）

○資金使途	・事業経営の向上に必要な運転資金 ・景気対応資金（売上減少）の借換に要する資金		
○融資を受ける条件	・町内に事業所を有する方 ・町内で1年以上事業を営む方 ・経営の向上に努力しているながら、売り上げが減少している方 ・町税を滞納していない方		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	3年以内(1.4%)	5年以内(1.5%)	
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助		

景気対応資金（災害関連）

○資金使途	・事業の再建に必要な運転資金・設備資金		
○融資を受ける条件	・町内に事業所を有する方 ・融資の申請前1年以内に地震、豪雨その他の異常な自然現象により生じた災害により直接被害を受け、町から被災証明書又は罹災証明書の交付を受けた方 ・町税を滞納していない方		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	3年以内(1.2%)	5年以内(1.3%)	7年以内(1.4%)
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助		

創業資金

○資金使途	・新規事業の開始や事業転換に必要な運転資金・設備資金
○融資を受ける条件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種を営もうとする方で、下記①～③のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①同一の業種に5年以上勤務し、退職後1年未満であって、営もうとする事業がその勤務経験に関連している方、又は法律に定める資格を有し、営もうとする業種がその資格に関連している方 ②町内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の方 ③現在の事業を転換又は新たに別の事業を開始する方 ・町税を滞納していない方
○融資限度額	500万円
○融資期間 (貸付利率)	5年以内 (1.8%)
○保証料補助	保証料の全額を町が補助

小規模企業者資金

○資金使途	・事業経営の向上に必要な運転資金・設備資金		
○融資を受ける条件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所を有する方 ・町内で1年以上事業を営む方 ・常時使用する従業員が20人以下（娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業においては5人以下）の方 ・新規借入を含む保証付借入の残高が2,000万円以内の方 ・町税を滞納していない方 		
○融資限度額	1,000万円		
○融資期間 (貸付利率)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">3年以内 (1.6%)</td> <td style="padding: 5px;">5年以内 (1.7%)</td> </tr> </table>	3年以内 (1.6%)	5年以内 (1.7%)
3年以内 (1.6%)	5年以内 (1.7%)		
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助		

事業承継支援資金

○資金使途	・事業承継に必要な事業用資産等の取得資金・運転資金			
○融資を受ける条件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内にある事業所を事業承継する町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人で、下記①～④のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者又は事業を営んでいない個人 ②代表者を2年以内に交代しようとする中小企業者又は代表者が交代してから2年未満の中小企業者 ③個人から2年以内に事業の引継ぎを受けようとする中小企業者又は事業の引継ぎを受けてから2年未満の方 ④合併、営業譲渡、株式取得又は会社分割により事業資産及び経営権を2年以内に承継する中小企業者又は承継した後2年を経過していない中小企業者 ・町税を滞納していない方 			
○融資限度額	2,000万円			
○融資期間 (貸付利率)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">5年以内 (1.8%)</td> <td style="padding: 5px;">7年以内 (2.0%)</td> <td style="padding: 5px;">10年以内 (2.2%)</td> </tr> </table>	5年以内 (1.8%)	7年以内 (2.0%)	10年以内 (2.2%)
5年以内 (1.8%)	7年以内 (2.0%)	10年以内 (2.2%)		
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助			

※元金の返済は、6か月以内であれば据え置きも可能です。詳細は、取扱金融機関にご相談ください。

お申し込みの際に必要な書類等

【提出書類】

添付書類	資金名	設備資金	経営改善資金	景気対応資金		創業資金				小規模企業者資金	事業承継支援資金	緊急経営対策資金
				売上減少	災害関連	勤務経験	資格	1年未満	事業転換			
直近2期分の決算書 (個人は申告書)の写し(※1)		○	○	○	○				○	○	○	○
申込人・連帯保証人の 固定資産評価証明書						○	○	○	○			
申込人・連帯保証人の町税完納証明書(※2)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
見積書の写し		○			※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3
カタログ又は平面図の写し		○			※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3
建築確認通知書の写し (新築・増改築の場合)		○			○	○	○	○	○	○	○	○
売上額確認書(様式1号)又は 売上総利益率確認書(様式1号の				○								※4
被災証明書又は罹災証明書(※4)					○							
創業計画書(様式2号)						○	○	○	○			
取扱金融機関の所見(創業)(様式3号)						○	○	○	○			
取扱金融機関の所見(事業承継) (様式4号)											○	
雇用証明書(様式5号)						○						
借換計画書(借換を行う場合)(様式6号)		○	○									
資格を有する証書の写し						○						
事業着手を証明できる書類							○					
商業登記簿の記載事項証明書 (個人は営業証明書)							○	○				
許認可等の証書の写し						○	○	○	○			
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の規定による都道府県知事の認定書の写し											※6	
その他保証協会又は町長が必要とする書類(※6)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※1) 創業間もないため、決算書を2期分添付できない場合は、残高試算表を添付してください。

(※2) 添付書類の町税完納証明書は、町税納税証明書ではありませんのでご注意ください。

なお、町税完納証明書は最新のものを添付してください。

(※3) 設備資金の融資を申し込む場合は添付してください。

(※4) セーフティネット保証、危機関連保証認定書及び添付書類の写しを添付してください。

(※5) 被災証明書又は罹災証明書は壬生町住民課で発行します。発行には、被害状況のわかる写真と印鑑が必要になります。

(※6) 認定を受けている場合は添付してください。

(※7) 金融機関から保証協会へ提出する信用保証依頼書・信用保証委託申込書・保証人等明細・申込人(企業)概要の写し、

並びに事業所等の位置がわかる図面等を添付してください。

本店と店舗・工場等の所在地が異なる場合、各々の位置がわかる図面を添付してください。

■様式1～6号については、町ホームページからダウンロードが可能です。

[Http://www.town.mibu.tochigi.jp/](http://www.town.mibu.tochigi.jp/)



壬生町中小企業者への 新型コロナウイルス対策のご案内

緊急経営対策資金（新型コロナウイルス対策）の拡大

受付期間 令和2年3月23日～令和5年3月31日 期間延長！

資金使途

- ・事業経営の向上に必要な運転資金
- ・既存町制度融資の借換に要する資金

※借換については、同一銀行同一支店扱いのものに限る

対象者

- ・セーフティネット保証4号又は危機連保証の認定事業者
- ・セーフティネット保証4号又は危機連保証の認定申請期間外の申込の場合、直近1か月の売上高等が、原則として前々年の同月における売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が、原則として前々年の同期間と比較して20%以上減少が見込まれる事業者。

※その他条件は壬生町商工観光課または取扱金融機関にお問い合わせください。

融資限度額 2,000万円

貸付利率

3年以内 1.2%	5年以内 1.3%
7年以内 1.4%	10年以内 1.6%

据置期間 最高12か月

保証料 全額補助

相談窓口設置

壬生町役場商工観光課内に相談窓口を設置します。
各種制度について、お気軽にお問い合わせください。

壬生町産業生活部商工観光課 商工振興係 TEL 0282-81-1845

※融資のご相談、お申込みについては、町内の取扱金融機関に直接お問い合わせください。



中小企業者向け

令和4(2022)年度 県制度融資のご案内



主な資金の目的別利用ガイド

一般的な事業資金が必要な方

- ▶一般的な事業資金を借り入れたい
- ▶短期の運転資金を借り入れたい
- ▶小規模事業者で一般的な事業資金を借り入れたい

- ①一般資金
- ①一般資金(運転・短期枠)
- ②小規模企業資金

創業・新事業展開等に取り組む方

- ▶創業したい、創業して5年未満
- ▶経営革新計画やフロンティア企業の県の承認を受けた
- ▶事業を承継したい

- ③創業支援資金
- ④新事業開拓支援資金
- ⑤事業承継支援資金

前向きな投資・事業推進等に取り組む方

- ▶県が重点的に推進する事業に取り組みたい
(自動車・航空宇宙・医療福祉機器・AI・IoT・ロボット・光学・環境・新素材・フードバー・観光・海外展開・健康づくり・女性活躍・子育て支援・働き方の見直し・地域経済牽引事業)
- ▶金融機関の経営支援策と一体となった融資を受けたい
- ▶SDGsやカーボンニュートラルに取り組みたい
- ▶工場用地を取得したい、工場や研究所を建設したい

- ⑥産業政策推進資金

- ⑦産業立地促進資金

経営安定・経営改善等に取り組む方

- ▶売上が減少している
- ▶罹災対応や事業活動の継続に取り組みたい
- ▶新型コロナウイルス感染症による影響を受けた
- ▶県制度融資の既往債務を借り換えたい
- ▶抜本的な経営改善・事業再生を図りたい

- ⑧経営安定資金

- ⑨経営サポート資金

- ⑩経営改善資金

商工業と農業の兼業に取り組む方

- ▶商工業と農業の事業資金を併せて借り入れたい
- ▶商工業から農業、農業から商工業へ進出したい

- ⑪栃木県農業ビジネス保証制度資金

栃木県産業労働観光部

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/index.html>

※HPから提出様式をダウンロードできます。

県制度融資の対象となる方

中小企業者（小規模企業者を含む会社・個人）・中小企業団体の方が対象となります。

中小企業者とは

資本金基準又は従業員基準のどちらかを満たしている方

区分	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅行業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

小規模企業者とは

従業員基準を満たしている方

区分	従業員数
製造業・その他	20人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業・旅行業	20人以下
商業・サービス業（上記を除く）	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

注) 商業とは、卸売業・小売業（飲食店含む）を指します。

※産業立地促進資金については大企業等も対象となります。

※新事業開拓支援資金（経営革新）については特定事業者（中小企業等経営強化法第2条第5項に規定）が対象となります。

※農林漁業、金融・保険業（保険媒介代理業 及び保険サービス業を除く）を営んでいる方は対象となりません。

※栃木県農業ビジネス保証制度資金については、商工業とともに農業を営む中小企業者・中小企業団体・

農事組合法人・個人（農地所有適格法人を含む）が対象となります。

詳細については、県経営支援課までお問い合わせください。

中小企業団体とは

事業協同組合・協業組合・商工組合 等

今年度の主な改正点

☆産業政策推進資金の拡充（SDGs推進融資の創設）

SDGsの達成に向けた取組を行う中小企業者を支援します。

☆産業政策推進資金の拡充（カーボンニュートラル推進融資の創設）

カーボンニュートラルに向けた取組を行う中小企業者を支援します。

◇令和4(2022)年度制度融資一覧

令和4(2022)年4月1日現在

資金名	資金用途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間		
① 一般資金 (県経営支援課) 通常融資系	(運転・一般枠) 一般的な運転資金を必要とするとき	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内	運転	3,000万円 ※団体は 1億円	5年以内 (1年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
	(運転・短期枠) 短期的に一般的な運転資金を必要とするとき		年利(1.5%) <1.7%> 2.0%以内		2,000万円 ※団体は 1億円	1年以内	
	(設備・機械) 生産、加工等に必要な機械等を購入するとき		年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内	設備	5,000万円	7年以内 (1年以内)	
	(設備・建物) 店舗、工場等を新築、改築、取得するとき		年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内 ※認定耐震改修工事の場合 の団体は1億円 0.2%引き下げ		5,000万円 ※認定耐震改修工事の場合 の団体は1億円 0.2%引き下げ	10年以内 (2年以内)	
② 小規模企業資金 (県経営支援課) 長期資金	(一般貸付) 申込金額と保証付残高の合計が 2,000万円を超える方	小規模企業者	年利(1.6%) <1.8%>以内 経営発達貸付該当の場合は、 年利(1.5%) <1.7%>以内	運転 ・ 設備	3,000万円 ※小口零細と 合わせて 3,000万円	1年超7年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途定める] ※小口零細貸付は小口零細企業保証制度の専用資金
	(小口零細貸付) 申込金額と保証付残高の合計が 2,000万円以内の方		年利(1.6%)以内 経営発達貸付該当の場合は、年利(1.5%)以内		2,000万円		
③ 創業支援資金 (県経営支援課) ※各別表は併用不可 創業・新事業系	(別表1) 勤務経験や法律に基づく資格を活かして創業するときや、商工団体の創業塾等を修了して創業するとき等(創業して1年以内の場合を含む)	創業者 中小企業者	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転	2,000万円	7年以内(1年以内)	保証付き [保証料率は別途定める(創業関連・創業等連携保証は0.8%、創業等連携サポート制度を利用した場合は0.6%または0.45%)]
	(別表2) 事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者が資金を必要とするときや、分社化や兼業・副業により創業するとき		年利(1.6%) <1.8%>以内 ※UIJターン創業者の場合は、 年利(1.6%) <1.8%>以内	設備 運転 ・ 設備	3,000万円 3,500万円	7年以内(1年以内) [建物 10年以内(2年以内)] 運転 7年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内) [建物 10年以内(2年以内)]	
	(女性・若者・シニア支援枠) (別表3) 女性・若者(30歳未満)・シニア(55歳以上)で、別表1又は別表2に該当(一部除く)するとき	女性・若者・シニアの創業者 中小企業者	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転 ・ 設備	2,000万円	7年以内(1年以内) [建物 10年以内(2年以内)]	
④ 新事業開拓支援資金 (県経営支援課)	(経営革新・フロンティア) 経営革新計画やフロンティア企業の県の承認を受けて、新事業の開拓や経営の革新等を行うとき	(経営革新) 特定事業者 (フロンティア) 中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転 ・ 設備	1億円 (うち運転 3,000万円)	運転 5年以内(1年以内) 設備 10年以内(1年以内) [建物 10年以内(2年以内)]	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
	(事業転換促進関連) 事業転換計画の県の認定を受けて、新たな事業分野に進出するとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転 ・ 設備	2,000万円 5,000万円	運転 5年以内(1年以内) 設備 10年以内(1年以内) [建物 10年以内(2年以内)]	保証付き [保証料率は別途定める]
⑤ 事業承継支援資金 (県経営支援課)	(経営承継関連) 県の認定又は事業引継ぎ支援センターや専門家の支援を受けて策定した事業承継計画等に基づく取組を行うとき	中小企業者等 (代表者含む) 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転 ・ 設備	1億円 (うち運転 2,000万円)	運転 5年以内(1年以内) 設備 10年以内(2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
	(M&A関連) M&A(合併、営業譲渡、株式取得)により事業資産及び経営権を承継するときや、M&A実施後2年以内に機械又は建物を取得するとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	設備	1億円	10年以内(2年以内)	
	(経営者保証解除関連) 事業承継に際して経営者の保証を外したいとき	中小企業者 (法人に限る)	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転 ・ 設備 ・ 借換	1億円 (うち運転 2,000万円)	運転 5年以内(1年以内) 設備 10年以内(1年以内) 借換 10年以内(1年以内)	保証付き [保証料率は別途定める] ※事業承継特別保証制度又は経営承継借換関連保証制度の専用資金

[注] 融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び 保証料等					
			融資利率 (固定)	限度額	融資(据置)期間						
⑥ 産業政策策 進資金 (県経営支援課)	(重点政策推進融資) (1)とちぎ産業振興協議会の会員企業が、戦略3事業(自動車、航空宇宙、医療福祉機器)の振興のために必要な事業を行うとき (2)とちぎ未来技術フォーラムの会員企業が未来3技術(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)の活用促進のために必要な事業を行うとき (3)フードバレーとちぎ推進協議会の会員企業が、食品関連産業分野における研究開発、製造、販路開拓等を行うとき (4)観光客の利便性向上や、観光客の安全・安心の確保等に資する施設・設備の設置・改修、観光地としての魅力向上のための事業を行うとき (5)海外展開を図るために、外国に支店・工場等を設置するとき、海外見本市・商談会へ参加するとき等 (6)健康づくり、女性活躍、子育て支援、働き方の見直しに資する事業を行うとき (7)県の承認を受けた地域経済牽引事業を行うとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転 ・ 設備	1億円 (うち運転 3,000万円)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内) [建物 10年以内 (2年以内)]	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]				
⑦ 産業立地 促進資金 (県産業政策課)	(とちぎ創生融資(第2期)) <金融機関提案型> 各取扱金融機関の定める要件に該当する中小企業者	中小企業者 中小企業団体	年利(1.5%) <1.7%> 2.0%以内	運転 ・ 設備	1億円	1年超10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]				
	(SDGs推進融資) SDGsの達成に向けて取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.5%) <1.7%> 2.0%以内	運転 ・ 設備	1億円	1年超10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]				
	(カーボンニュートラル推進融資) カーボンニュートラルに向けて取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.5%) <1.7%> 2.0%以内	運転 ・ 設備	1億円	1年超10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]				
	(新規立地促進融資) 県内の工場用地等を取得する場合や、工場適地に工場や研究所等を設置するとき ※グローアップ融資との併用不可	県内外の事業者	年利(1.9%) <2.1%> 2.4%以内 [知事特認 (1.4%) <1.6%> 1.7%以内]	設備	10億円 [知事特認 20億円] ※土地取得費を含む	12年以内 (2年以内) [知事特認 15年以内 (3年以内)]	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]				
	(グローアップ融資) 成長分野における先進的な大規模投資や地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行うとき ※新規立地促進融資との併用不可				5億円 ※下限 5,000万円超 ※土地取得費を除く	12年以内 (2年以内)					

〔注〕融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間		
(8) 経営安定金 (県経営支援課)	(基盤強化融資)	中小企業者 中小企業団体	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転	4,000万円 ※ただし、(4)について は5,000万円	1年超10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途定める]
							保証付き [保証料率は0.8%又は0.7%]
							※(3)は危機関連保証制度の専用資金
							保証付き [保証料率は別途定める]
							保証付き [保証料率は別途定める]
	(事業活動継続融資)	中小企業者 中小企業団体	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転 ・設備	運転 3,000万円 設備 5,000万円	1年超7年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途定める]
							保証付き [保証料率は別途定める]
	(新型コロナウイルス感染症対策融資)						
	(一般貸付) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.2%) <1.4%>以内	運転 設備 借換	6,000万円 6,000万円	1年超10年以内 (2年以内) 10年以内 (5年以内)	保証付き [保証料率は別途定める]
							保証付き [保証料率は別途定める] ※伴走支援型特別保証の専用資金
資金繰り支援系	(経営力強化融資)						
	金融機関又は経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行及び進捗の報告をするとき ※借換対象は保証付き県制度融資(一部対象外)	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%>以内	運転 ・設備 ・借換	1億円(うち運転3,000万円) ※借換の場合は、当該融資残高の範囲内	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 借換 10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途定める] ※経営力強化保証制度の専用資金
							※経営力強化保証制度の専用資金
	(借換融資)						
	(1)サポート借換 既に借入れしている以下の県制度融資の借換えを必要としているとき ・小規模企業資金 ・創業支援資金 ・新事業開拓支援資金 ・経営安定資金	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%>以内	借換 ・運転	【既存債務借換型】 借換をする左記資金の融資残高の範囲内 【既存新規一本型】 借換後の資金の月毎の返済額が、借換えをする資金の月毎の返済額を超えない額の範囲内	10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途定める]
							金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
(9) 経営サポート金 (県経営支援課)	(2)金融円滑化借換 既に借入れしている県制度融資の借換えを必要としているとき ただし、以下の資金を除く ・一般資金(運転・短期枠) ・産業立地促進資金 ・経営サポート資金 ・経営改善資金	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内	借換 ・運転	【既存新規一本型】 借換後の資金の月毎の返済額が、借換えをする資金の月毎の返済額を超えない額の範囲内	10年以内 (1年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
(10) 経営改善金 (県経営支援課)	事業再生ファンドや経営サポート会議等の支援を受けて策定した事業再生計画に従って、抜本的経営改善や再生を図るとき	中小企業者 中小企業団体	年利(2.3%) <2.5%>以内	運転 ・設備 ・借換	2億円 ※「知事特認借換融資残高の範囲内」	10年以内 (1年以内) [建物 10年以内 (2年以内)] [知事特認借換 15年以内(1年以内)、感染症対応型保証を利用する場合 15年以内(5年以内)]	保証付き [保証料率は別途定める] ※事業再生計画実施関連保証制度の専用資金

〔注〕融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間	
⑪ 栃木県農業ビジネス保証制度資金 (県経営支援課)	商工業とともに農業を営むとき	中小企業者 中小企業団体 農事組合法人 個人	年利2.2%以内 ※割合保証(80%)付き	運転・設備 1億円	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内) [建物 15年以内 (2年以内)]	保証付き [保証料率は0.8%] ※農業ビジネス保証制度の専用資金

◇他部局所管の中小企業向け制度融資

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資(据置)期間		
環境保全金 (県環境保全課)	公害防止施設等を設置するときや、環境保全に資する事業に取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利1.6%	所要経費の90%以内で次の額 ・公害防止施設等の設置、環境保全事業 100万円以上 1億円以下 ・工場等の移転 200万円以上 1億5千万円以下	設備	・融資額が1,000万円以上の場合 10年以内 (2年以内) ・融資額が1,000万円未満の場合 7年以内 (1年以内)	原則として保証付き [保証料率は別途定める]

[注] 環境保全資金の融資利率は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)、保証付き(責任共有制度対象)ともに年利1.6%です。

◇県制度融資の融資期間延長について

制度名	要旨	利用対象者	延長できる期間
融資期間の延長 (県経営支援課)	県制度融資要綱(産業労働観光部所管の県制度融資)で定めた融資期間を超える融資期間の延長が可能(一般資金(運転・短期枠)を除く)	県制度融資借入者(一般資金(運転・短期枠)を除く)	3年を限度とし、金融機関(保証付きにあっては保証協会を含む)が認めた期間

[注] 新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金の延長できる期間は、5年を限度とし、金融機関及び保証協会が認めた期間

融資申込先・取扱金融機関

県制度融資の申込先となる取扱金融機関は、以下の29金融機関の県内外の営業店となります。

銀行	三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山形銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、三井住友信託銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行
信用金庫	白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫
信用組合	真岡信用組合、那須信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合
政府系金融機関	商工組合中央金庫

[注] 栃木県農業ビジネス保証制度資金の取扱金融機関は、栃木県信用保証協会と約定を締結している金融機関(上記金融機関を含む)となります。

県制度融資の主な手続の流れ

*融資申込前に、まずは取扱金融機関、県経営支援課、最寄の商工団体等に御相談下さい。

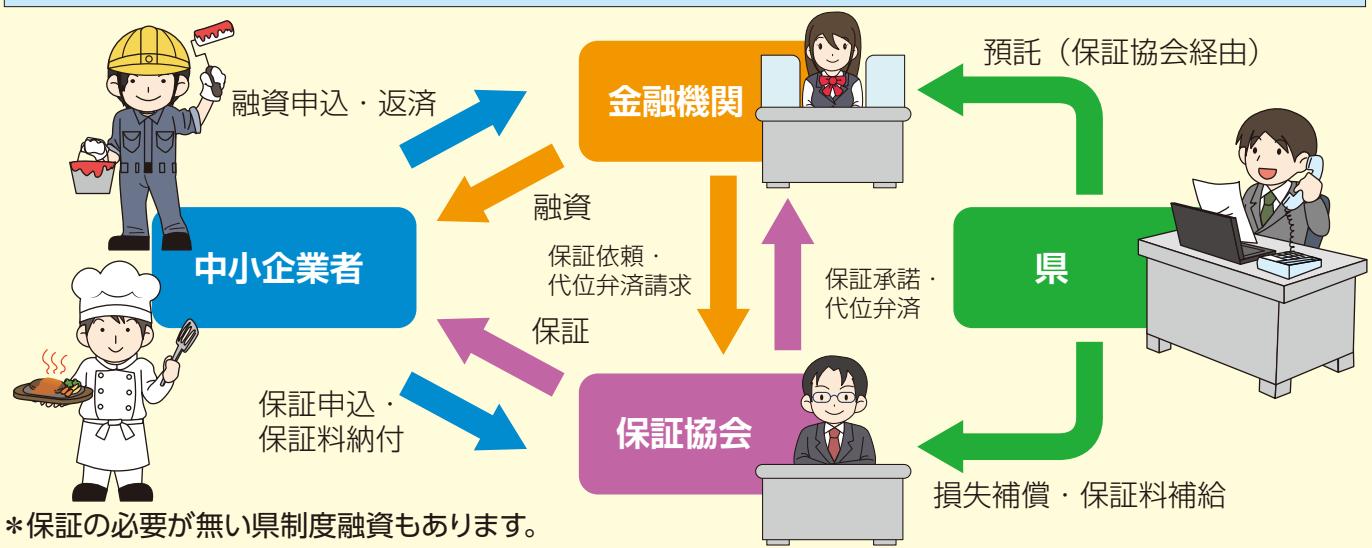


*①・②は認定・推薦等を要する場合、④・⑤は保証協会を利用する場合の流れです。

県制度融資の仕組み

県制度融資は、融資条件 (利率・限度額・要件等) を県が要綱で定め、金融機関と保証協会の協力を得て、中小企業者の方へ融資を行う制度です。

また、県が金融機関への預託や保証協会への保証料の補給及び損失補償を行うことにより、低利・低保証料で、さらに融資を受けやすい制度となっています。



保証料率について

県が一部保証料補給を行っているほか、保証協会の協力により、一般の保証料率より低く設定しています。なお、保証制度によっては一律の保証料率が適用となる場合もあります。

●栃木県制度融資保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	1.60	1.45	1.30	1.15	1.05	1.00	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45

(参考)一般保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

制度融資 Q&A

Q1 どんな企業が使えるのですか？

A1 中小企業者の方ならどなたでもご利用いただけます。ただし、県内で1年以上同一事業を営んでいることが必要な資金や、業種に制限のある場合もあります。

Q3 どこに申し込むのですか？

A3 融資申込は、直接、取扱金融機関に行うことになります。ただし、資金によっては、事前に公的機関の証明書等が必要なものもあります。

Q5 県が貸してくれるのですか？

A5 県が貸付け原資を県内の金融機関に預託し、それに金融機関のプロパー資金を加えて、金融機関の判断に基づいて融資を行います。

Q6 信用保証協会について教えて下さい。

A6 信用保証協会は、中小企業者の方が金融機関から融資を受ける際に、皆さんの保証人として融資の途を開くために設けられた公的保証機関です。

Q2 どんなことに使えますか？

A2 県内の事業所で必要とする設備資金や運転資金をご利用いただけます。ただし、設備資金又は運転資金に限定している資金や用途を限定している資金もあります。

Q4 取扱金融機関はどこですか？

A4 6ページに取扱金融機関の一覧を記載しています。



Q7 責任共有制度について教えて下さい。

A7 金融機関と保証協会とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の方に対して融資や経営支援など、より一層の支援を行うことを目的とした制度です。

広告

栃木県信用保証協会は
明日をひらく中小企業・小規模事業者の
「成長」と「繁栄」をサポートします!



「とちぎの元気」は中小企業から
栃木県信用保証協会

本 所

TEL028-635-2121

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館

足利支所

TEL0284-70-6339

〒326-0821 足利市南町4254番地1 ニューミヤコホテル足利本館

広告

変革する中小企業のナビゲーター

事業承継、生産性向上、経営革新、
創業、働き方改革、経営改善

経営診断など経営のことはなんでも中小企業診断士会へ
地域振興、農業、林業、福祉介護、商店街など多様な業種を支援



11月4日は【中小企業診断士の日】

一般社団法人 栃木県中小企業診断士会
〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田7-1-2
TEL:028-612-8880 FAX:028-612-8834

※栃木県では財源確保のため、広告を掲載しています。

詳細やご不明な点について、お気軽にお問い合わせください

制度融資全般についてのお問い合わせは
産業労働観光部経営支援課

TEL028(623)3181

産業立地促進資金についてのお問い合わせは
産業労働観光部産業政策課企業立地班

TEL028(623)3202

環境保全資金についてのお問い合わせは
環境森林部環境保全課

TEL028(623)3188

(省エネ設備等の導入・再生可能エネルギー発電施設の設置については
環境森林部気候変動対策課

TEL028(623)3187)

信用保証についてのお問い合わせは
栃木県信用保証協会

TEL028(635)2121

最寄りの商工会・商工会議所又は金融機関でもお問い合わせを受け付けています



2022